

2006年2月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理
について（答申）

2006年2月9日付けで諮問（第174号）された所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

統合OAシステムは（以下「システム」という。）平成13年度から稼働し、運用に当たっては「統合OAシステム運用管理要領」を策定し、システムへのログインは「ID番号及びパスワード」により管理して来たが、情報セキュリティのさらなる向上を図るため、システムへのログインを「ID番号及びパスワード」から「ID番号及び指紋認証」に変更し運用する予定であり、ID番号及び指紋認証をコンピュータで処理をする必要から諮問に至ったものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

システムへのログインについては、職員がパソコンからID番号を入力し、指紋情報読取り装置から指紋情報を入力する方法で行い、入力されたデータは認証サーバにアクセスし、認証サーバで即時に権限の正当性を判断し、システ

ムを起動する許可を与える仕組みとなっており、また同時に操作記録を保存し、万一の場合の原因究明等の対応が図れる仕組みとなっている。

以上のことから、情報セキュリティの向上を図るため、職員の個人認証を行う I D 番号データ及び指紋情報データをコンピュータにより、保存管理する必要性がある。

(3) コンピュータ利用する個人情報の範囲

① I D 番号

職員番号

② 指紋情報

周波数解析法による波形スペクトル

(4) 実施時期

2006年4月

(5) データ管理について

データ管理については、I T 推進課が管理するコンピュータ室内設置の指紋情報認証サーバで管理保存する。

(6) セキュリティ対策について

本システムの運用に当たっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守し、個人情報の保護及びセキュリティの安全対策を図る。

また、導入予定の認証装置は、指紋をデータとして認識するもので、データ情報から指紋を再生することはできない。

さらに、指紋情報読取り装置とサーバ間のデータは暗号化し、セキュリティ対策を講じる。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

ア 実施機関の説明によると、統合 O A システムは平成 13 年度から運用を開始し、その際システムへログインする方法として I D 番号及びパスワードによる個人認証を採用したが、情報セキュリティの向上を図る必要のため、平成 18 年度から「I D 番号及び指紋認証」による個人認証システムに変更するとのことである。

イ 入力された「I D 番号及び指紋認証」情報は、認証サーバへのアクセス及び当該認証サーバによる権限の正当性の判断により、システムを起動することが可能となり、またシステム操作記録が保存され、事故等が発生した場合

の原因究明に対応できる仕組みとなっており、庁内の管理情報が大量に蓄積利用される統合OAシステムへのアクセスを制御し、また操作記録をコンピュータにより管理することにより、個人情報の漏えい等の犯罪を未然に防止することができ、事故や障害が発生した場合には原因を特定し、被害の拡大を防止することができることからコンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守するとともに、指紋認証装置で読み取るデータからは指紋を再生することはできない仕組みとなっており、また指紋認証装置とサーバ間のデータは暗号化するなどの処理により、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上